

## 神奈川県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について

(平成 21 年 1 月 27 日例規第 1 号 / 神務発第 115 号)

改正 平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号 平成 26 年 3 月 10 日例規第 9 号神務発第 261 号

平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

新型インフルエンザの発生に備えた対応が世界的に急務となっていることから、このたび、別添のとおり神奈川県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱を制定し、平成 21 年 2 月 1 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

### 神奈川県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察における新型インフルエンザ等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するために設置する新型インフルエンザ等対策委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 警察本部に、神奈川県警察新型インフルエンザ等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 3 条 委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

(構成)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は警察本部長を、副委員長は警務部長及び警備部長をもって充て、委員長に故障があるときは、警務部長が委員長を代理する。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 生活安全部長
- (3) 地域部長
- (4) 刑事部長
- (5) 交通部長
- (6) 横浜市警察部長

- (7) 川崎市警察部長
- (8) 相模原市警察部長
- (9) 相模方面本部長
- (10) サイバーセキュリティ対策本部長
- (11) 警察学校長
- (12) 関東管区警察局神奈川県情報通信部長  
(運営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に指示する。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は警務部長を、副幹事長は警備部長をもって充て、幹事長に故障があるときは、副幹事長が幹事長を代理する。
- 4 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総務部総務課長
  - (2) 総務部会計課長
  - (3) 警務部警務課長
  - (4) 警務部警務課企画室長
  - (5) 生活安全部生活安全総務課長
  - (6) 地域部地域総務課長
  - (7) 刑事部刑事総務課長
  - (8) 交通部交通総務課長
  - (9) 警備部公安第一課長
  - (10) 警備部危機管理対策課長
  - (11) 横浜市警察部副部長のうち、幹事長が指名する者
  - (12) 川崎市警察部副部長
  - (13) 相模原市警察部副部長
  - (14) 相模方面本部副本部長のうち、幹事長が指名する者
  - (15) サイバーセキュリティ対策本部副本部長
  - (16) 警察学校副校長
  - (17) 関東管区警察局神奈川県情報通信部通信庶務課長
- 5 幹事会は、委員会の事務について委員会を補佐するとともに、必要な警察措置を的確に行うための具体的な対策について検討及び調整を行う。

- 6 前条の規定は、幹事会の運営について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(連絡会)

第7条 幹事会に、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。
- 3 会長は警備部危機管理対策課長を、副会長は警務部警務課企画室副室長をもって充て、会長に故障があるときは、副会長が会長を代理する。
- 4 会員は、幹事の所属の課長補佐又はこれに相当する職にある者のうち、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 連絡会は、幹事会の事務について幹事会を補佐するとともに、必要な警察措置を的確に行うための具体的な調査及び検討を行う。
- 6 第5条の規定は、連絡会の運営について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「会長」と、「委員会」とあるのは「連絡会」と、「委員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会、幹事会及び連絡会の庶務は、警務部警務課企画室及び警備部危機管理対策課において処理する。

附 則(平成22年3月30日例規第18号神務発第481号)

附 則(平成26年3月10日例規第9号神務発第261号)

附 則(平成31年3月26日例規第4号神務発第366号)